

(12) 三次小学校「体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、障害などを理由とする差別相談窓口」設置要綱

(相談窓口の設置と対応)

第1条 学校教育法第11条、及び「広島県教育委員会教育長からの体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口設置等について」（平成21年3月27日通知）、「職場等における性的な言動に起因する問題の防止等について」（平成11年6月17日広島県教育委員会教育長通知）、「三次市セクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」（平成16年4月1日訓令第24号。以下「要綱」という。）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する三次市教育関係職員対応要領」（平成28年8月1日通知）の趣旨に沿い、体罰とセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、障害などを理由とする差別の防止を図るため三次市立三次小学校体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、障害などを理由とする差別相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

- 2 相談窓口の設置は校務運営規程に位置づける。
- 3 相談窓口は、直接の被害者だけでなく、他の生徒・保護者・地域住民・職員等から相談または苦情が寄せられた場合においても対応する。
- 4 相談窓口は、体罰、セクシュアル・ハラスメント、障害などを理由とする差別等の未然防止の観点から、その発生の恐れのある場合、又はこうした事に該当するか否か微妙な場合についても、必要があると認められる場合は対応する。

(委員の構成)

第2条 相談窓口の構成員は、管理職を含む複数の男性及び女性教職員により、教頭、生徒指導主事（担当）、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラーの5名をもって構成する。

(報告)

第3条 相談窓口の構成員は、相談があったときは直ちに校長または教頭に報告する。

(相談窓口会義の招集)

第4条 校長は、体罰、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント、障害などを理由とする差別等に係る相談の報告を受けた場合、相談窓口の構成員を招集し相談窓口会義を開催し対応する。

(記録等)

第5条 相談窓口によせられた内容は記録に残し、3年間保存しなければならない。

- 2 相談窓口会議の重要な内容については、議事録を作成し、3年間保存しなければならない。

(庶務)

第6条 相談窓口会議の記録等の庶務は、相談窓口会議で定めるところにより処理するものとする。

(プライバシーの保護)

第7条 相談窓口で受けた内容については、関係者のプライバシーの保護及び秘密の保護を徹底し、関係者が不利益な扱いを受けないように留意しなければならない。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、相談窓口の運営について必要な事項は、相談窓口会議が定める。

附則 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。